

# 庁舎等使用調整計画の策定について

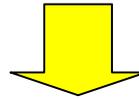
平成19年4月13日

財務省四国財務局

## 各地域における庁舎等使用調整計画の策定

- 18年1月 財政制度等審議会が「今後の国有財産の制度及び管理処分のあるり方について」を答申
- 同答申においては、国が庁舎等使用調整計画を策定する場合には、行政手続の透明性の確保とその実効性の向上の観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に基づき、財政制度等審議会の意見をきいて計画を策定することを提言

- 財務省における庁舎等使用調整計画案の策定に資するためには、まず、各財務局においてそれぞれの地域の実情を踏まえた具体案を検討することが必要
- その際には、各地域の実情に応じた民間有識者の知見の活用が重要



地方有識者会議を開催

# 庁舎法第4条に基づく使用調整の実施

今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について（抜粋）

（平成18年1月18日 財政制度等審議会答申）

## 第3 改革の具体的方策

### 1. 効率性の向上を図るための具体策

#### （1）既存庁舎等の効率的な使用の推進

##### ① 使用調整の徹底

今後、行政組織の見直し等によって生ずる既存庁舎等の過不足の解消が重要な課題となることを見込まれることから、これまで以上に既存庁舎等の効率的な使用を推進していく必要がある。

（中略）

また、使用調整の実施に当たり、今後は、行政手続の透明性の確保とその実効性の向上の観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下「庁舎法」という。）第4条に基づき、財政制度等審議会に付議した上で、庁舎等使用調整計画を策定することが適当である。

（後略）

（参考1）国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）

## 第四条 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かななければならない。

（参考2）国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（抜粋）

第三条 財務大臣は、庁舎等使用調整計画を定める場合には、使用調整をする必要があると認められる庁舎等について、次に掲げる事項を明らかにした庁舎等使用調整計画書を作成しなければならない。

- 一 当該庁舎等の台帳記載事項
- 二 当該庁舎等を現に使用している官署の名称及びその使用の現況
- 三 使用調整を必要とする理由
- 四 使用調整の内容、方法及び時期
- 五 その他参考となるべき事項

# スケジュール

	宿舎の移転・再配置計画	庁舎等使用調整計画
【平成 18 年】		
10 月 26 日	有識者会議へ財務局における作業方針について報告	
【平成 19 年】		
1 月 26 日	第 1 回地方有識者会議	(財務局案の検討)
1 月 30 日	有識者会議へ第一次報告	↓
2 月 13 日	第 2 回地方有識者会議	↓
2 月 28 日	有識者会議へ第二次報告	↓
3 月 23 日	有識者会議の「中間とりまとめ」報告	↓
4 月 13 日	第 4 回地方有識者会議 (必要に応じて)	第 3 回地方有識者会議
6 月	宿舎の移転・再配置計画の決定	↓ 財政制度等審議会へ諮問

(注) 現時点での予定であり、今後変更があり得る。